

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	朝倉郵便局	輸送施設の使用停止 (153日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県朝倉市須川2521-3					
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	若松郵便局	輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県南松浦郡新上五島若松郷160-37					
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	野上郵便局	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県玖珠郡九重町右田706-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	南山田郵便局	輸送施設の使用停止 (158日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県玖珠郡九重町町田538-9					
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鷹巣郵便局	輸送の使用停止(136日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県出水郡長島町鷹巣2213-2					
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小城郵便局	輸送の使用停止(115日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県小城市小城町256-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	泉郵便局	輸送施設の使用停止(153日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代市泉町柿迫桂原3175					
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	串間郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県串間市西方5616					
令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	市木郵便局	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県串間市市木7375イ-3-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山野郵便局	輸送施設の使用停止 (118日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県伊佐市大口山野5163-1					
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	下伊集院郵便局	輸送施設の使用停止 (114日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県日置市東市来町美山1085					
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	祁答院郵便局	輸送施設の使用停止 (114日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2869-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	蒲生郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2441					
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高隈郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿屋市上高隈町50-1					
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東郷郵便局	輸送施設の使用停止(105日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵295-4					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(當) 違反点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	阿多郵便局	輸送施設の使用停止(103日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南さつま市金峰町宮崎4104-3					
令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	霧島郵便局	輸送施設の使用停止(102日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県霧島市霧島田口9-7					
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	吉井郵便局	輸送施設の使用停止(157日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市吉井町立石497-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	塩田郵便局	輸送施設の使用停止(154日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県嬉野市塩田町馬場下甲2048-2					
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	蘇陽郵便局	輸送施設の使用停止(134日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上益城郡山都町馬見原61-11					
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	天草郵便局	輸送施設の使用停止(132日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市天草町高浜南721-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	多良木郵便局	輸送施設の使用停止(129日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県球磨郡多良木町多良木1027-1					
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鹿北郵便局	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県山鹿市鹿北町岩野125-1					
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	竜北郵便局	輸送施設の使用停止(119日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代郡氷川町鹿島1138-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	五木郵便局	輸送施設の使用停止 (116日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県球磨郡五木村甲2672-35					
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	広川郵便局	輸送施設の使用停止 (146日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県八女郡広川町新代1867-2					
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	星野郵便局	輸送施設の使用停止 (113日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県八女市星野村12020-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	矢部郵便局	輸送施設の使用停止(91日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県八女市矢部村大字北矢部10499-1					
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大平郵便局	輸送施設の使用停止(85日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県築上郡上毛町大字土佐井768-1					
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小野市郵便局	輸送施設の使用停止(133日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県佐伯市宇目小野市2875					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	犬飼郵便局	輸送施設の使用停止(132日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県豊後大野市犬飼町犬飼55					
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	富来郵便局	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県国東市国東町富来浦1788-5					
令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大野郵便局	輸送施設の使用停止(116日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県豊後大野市大野町田中192					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(當) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	南郷郵便局	輸送施設の使用停止 (156日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番2号	宮崎県日南市南郷町南町11-3					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	木城郵便局	輸送施設の使用停止 (117日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番3号	宮崎県児湯郡木城町大字高城4126-4					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	諸塙郵便局	輸送施設の使用停止 (114日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番4号	宮崎県東臼杵郡諸塙村大字家代2692-4					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	西郷郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番5号	宮崎県東臼杵郡西郷村大字田代16					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	綾郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番6号	宮崎県東諸県郡綾町南俣313					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	村所郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番7号	宮崎県児湯郡西米良村村所63-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山陰郵便局	輸送施設の使用停止(81日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番8号	宮崎県日向市東郷町山陰丙1458-2					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	北浦郵便局	輸送施設の使用停止(81日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番9号	宮崎県延岡市北浦町古江2129-3					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	北郷郵便局	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番10号	宮崎県日南市北郷町郷之原乙1380-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	日南郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番11号	宮崎県日南市材木町1-10					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	新富郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番12号	宮崎県児湯郡新富町富田1丁目1					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山三箇郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番13号	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷山三箇592					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	国富郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番14号	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4497-2					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高鍋郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番15号	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3516-2					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	上野郵便局	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番16号	宮崎県西臼杵郡高千穂町上野559-3					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	天岩戸郵便局	輸送施設の使用停止 (21日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番17号	宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸797-2					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	豊野郵便局	輸送施設の使用停止 (146日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番18号	熊本県宇城市豊野町糸石3895-1					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	湯前郵便局	輸送施設の使用停止 (144日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番19号	熊本県球磨郡湯前町2848-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	菊鹿郵便局	輸送施設の使用停止(115日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番20号	熊本県山鹿市菊鹿町下内田568					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	嘉島郵便局	輸送施設の使用停止(97日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番21号	熊本県上益城郡嘉島町鯰2766					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	清和郵便局	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番22号	熊本県上益城郡山都町大平361					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	人吉郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番23号	熊本県人吉市上青井町134-4					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	御船郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番24号	熊本県上益城郡御船町滝川19					
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	金内郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番25号	熊本県上益城郡山都町金内1220-1-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	竹敷郵便局	輸送施設の使用停止 (146日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番26号	長崎県対馬市美津島町竹敷204					